

陸前高田市体育交流施設使用料の減免について

市では、公益上特別の必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することがあります。減免の基準は以下のとおりです。

1 減免の基準

- (1) 市が主催し、又は共催して使用する場合 10分の10
- (2) 市が後援して使用する場合（スポーツの振興又は市民の交流の促進に資する事業その他公益事業のため使用するものと市長が認める場合に限る。） 2分の1
- (3) 市内の小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために使用し、又は市内の教育・保育施設が保育のために使用する場合 10分の10
- (4) 市内のスポーツ少年団が使用する場合 10分の10
- (5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下この号において「障がい者」という。）が個人で使用する場合又は障がい者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用する場合（営利を目的とする場合を除く。） 10分の10
- (6) 小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒が市内の宿泊施設に2日以上宿泊し、かつ、宿泊者の延べ人数が20人以上の場合 10分の10（条例各別表に定める設備を除く普通使用料に限る。）
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が公益上特別の理由があるときにおける減免の割合は、その都度協議して定めるものとする。

2 減免の申請方法

- (1) 使用料の減免を受ける場合は、陸前高田市体育交流施設使用料減免申請書（別記様式）を使用許可申請書に併せて提出してください。
- (2) 市の共催、後援による使用料の減免を受ける場合は、各担当課から事前に共催、後援の許可を受け、写しを使用料減免申請書に添付してください。

- ・陸前高田市体育交流施設使用料減免申請書（別記様式） word
- ・陸前高田市体育交流施設使用許可申請書（別記様式） word